

丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年4月17日

丸亀市監査委員	大岡正典
丸亀市監査委員	小野健一

平成 17 年度定期監査報告書（第 2 回）

第 1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
都市整備部	河川公園課、建設課	平成 17 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 12 月 1 日から 平成 17 年 12 月 22 日まで
	住宅課、都市計画課	平成 17 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 12 月 1 日から 平成 18 年 1 月 10 日まで
	下水道課	平成 17 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 12 月 1 日から 平成 18 年 1 月 13 日まで
会計課		平成 17 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 12 月 13 日から 平成 18 年 1 月 13 日まで
水道部	経営課、工務課、浄水課	平成 17 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 6 日から 平成 18 年 1 月 27 日まで
消防本部	総務課、予防課、防災課 北消防署、南消防署	平成 17 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 6 日から 平成 18 年 1 月 27 日まで
競艇事業部	管理課、事業課	平成 17 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 12 月 13 日から 平成 18 年 1 月 31 日まで
文化部	文化課、生涯学習課	平成 17 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 17 日から 平成 18 年 2 月 7 日まで
	スポーツ課、図書館 美術館	平成 17 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 17 日から 平成 18 年 2 月 10 日まで
教育部	総務課、教育研究所 学校教育課 学校給食センター 少年育成センター	平成 17 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 31 日から 平成 18 年 2 月 21 日まで
議会事務局		平成 17 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 31 日から 平成 18 年 2 月 24 日まで
選挙管理委員会		平成 17 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 31 日から 平成 18 年 2 月 24 日まで
農業委員会		平成 17 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 18 年 1 月 31 日から 平成 18 年 2 月 24 日まで

第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取し、次の事項に重点をおいて実施した。

- (1) 財務に関する事務が法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 事務事業の執行が市民福祉の向上に寄与しているか。
- (3) 事務事業が計画的かつ効率的に執行され、期待された効果が認められるか。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- ・委託料は、委託業務完了後に支払うことが原則であることから、前金払で支出するときは、前金払で支出する旨を施行決定決裁に記載して市の意思を明確にするとともに契約書にも「本契約締結後、乙の請求に基づき支払うものとする。」等の記載をすること。
- ・長期継続契約については、予算の範囲内においてその給付を受けるべきものとされている。従って翌年度以降の支払を義務づける長期継続契約については、「翌年度以降において当該予算について減額又は削除があった場合は本契約を解除することができる。」との条件を付すこと。
- ・前年度中に翌年度の支払を義務づけることとなる自動更新契約を締結するときは、債務負担行為として議会の議決を得ておくか、又は「翌年度以降において当該予算について減額又は削除があった場合は本契約を解除することができる。」との条件を付すこと。
- ・契約書には、契約内容を明確にするために仕様書等を添付して、契約すること。
- ・地方自治法施行令第167条の2で定める随意契約の適用条項や、丸亀市契約規則第32条で定める契約保証金を減免する適用条項に誤りが多いので注意すること。
- ・収入印紙の貼付漏れや誤った金額の印紙を貼付している契約書が見受けられるので、契約の相手方に適正な印紙を貼付するよう指導すること。
- ・使用されていない備品や不用な備品は、全庁的に調整して有効利用を図ると共に返納又

は廃棄する等により台帳整備をすること。

- ・ 出納員等が行う現金の収納及び保管については、万全を期すため出納員規則が定められているので、規則に沿った事務手続きを行うこと。

2 各課個別事項

【都市整備部】

河川公園課

- ・ 施設維持管理業務委託等の随意契約適用条項で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用しているが、同条の第 3 号、第 4 号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。
- ・ 委託料において、3 月に入札執行しているものがあるが、この場合、債務負担行為として議会の議決を得なければならないので、改善すること。
- ・ 施行決定決裁日と見積書提出日に不整合が生じているものや、契約書と見積書の履行期間に不整合が生じているものがあるので、改善すること。

建設課

- ・ 本島港緑地清掃業務委託等の随意契約適用条項で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用しているが、同条の第 3 号、第 4 号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。
- ・ 単価契約の事務手続きにおいては、見積書を徴する施行決定決裁後、見積書に基づき契約金額及び契約の相手方を確認するために決裁を経て、契約を締結すること。

都市計画課

- ・ 自転車駐車場管理業務委託等の随意契約適用条項で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用しているが、同条の第 3 号、第 4 号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。

下水道課

- ・ 歳出更正決議書において、更正決定から会計課での確認するための事務処理までの期間が 1 箇月以上も経過しているものや未処理のものがあるので、改善すること。
- ・ 浄化センターで管理している郵便切手類出納簿については、物品管理規則に則していないので改善すること。

【水道部】

経営課、工務課、浄水課

- ・ 予算流用に関して、流用額に残金が生じたことにより、流用元の費目に繰り戻してい

るが、流用の効果は、既定予算の補正と本質的には同じであり、いったん流用した費目に不用額が生じたとしても、これを元に繰り返すことは適当でないので、今後はこれらのことに十分留意して事務処理すること。

- ・業務委託契約において、消費税額等の金額が区分記載されている場合には、その金額を印紙税の対象金額に含めないとされているので、注意すること。

【消防本部】

総務課、予防課、防災課、北消防署、南消防署

- ・物品購入において、契約金額が 80 万円を超えているにも係らず請書により契約している。「財務会計事務等の手引き」に留意して事務処理をすること。
- ・消防操法大会参加分団補助金において、支出負担行為決議書に実施計画書や予算見積書を添付すべきであるが、前年度対象分団の実績報告書を添付しているので、改善すること。
- ・パソコンの借上料について、旧飯綾消防組合が平成 17 年 3 月 1 日に 3 月分を支払い、合併後新丸亀市も支払ったことから二重払いとなり、これが出納閉鎖後に判明したため平成 17 年度の 1 箇月分の支払金額と相殺しているが、「過年度の過誤払分」であるから平成 17 年度の雑収入として処理すべきであるので、改善すること。
- ・保守点検業務委託で年 2 回支払いしているが、契約書に各支払時期及び支払金額を記載すべきであるので、改善すること。

【競艇事業部】

管理課、事業課

- ・紙コップ 5 オンス購入契約において、見積条件は消費税額等別途となっているが、見積書が消費税額等込みと消費税額等抜きが混在しているため、契約金額の判断ミスに繋がる恐れがあるので、改善すること。
- ・丸亀競艇場管理業務等の随意契約適用条項で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用しているが、同条の第 3 号、第 4 号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。
- ・着順判定写真撮影及びファックス借上げにおいて、複数年の契約を交わしているにも拘らず、債務負担行為の手続をとっていないので、改善すること。

【文化部】

文化課

- ・保守点検業務委託について、分割支払をしているが、契約書に各支払時期及び支払金額の記載が必要であるので、今後改善すること。
- ・清掃業務委託契約等の随意契約適用条項で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第

3号を適用しているが、同条の第3号、第4号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。

- ・管理業務委託契約及び保守点検委託契約において、施行決定決裁前に見積書を徴しているものがあるので、改善すること。

生涯学習課

- ・留守家庭児童会指導業務委託において、契約書の中で「減額の場合、100円未満切捨て」としているが、1円まで減額しており、契約との不整合が生じているので、改善すること。
- ・単価契約の事務手続きにおいては、見積書を徴する施行決定決裁後、見積書に基づき契約金額及び契約の相手方を確認するために決裁を経て、契約を締結すること。

スポーツ課

- ・学校夜間開放管理委託契約において、平成17年度の単年度契約であるから契約解除条項で「平成17年度以降、予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除する」旨の記載は不要である。また、支払方法として「請求に基づいて支払う」旨の記載が必要であるので、改善すること。
- ・業務委託等の随意契約適用条項で地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用しているが、同条の第3号、第4号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。
- ・飯山総合運動公園体育館空調設備保守点検委託契約において、消費税額等を差し引いた金額が契約金額となっているが、契約金額は消費税額等を含めた額とすべきであるので、今後改善すること。

図書館

- ・業務委託等の随意契約適用条項で地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用しているが、同条の第3号、第4号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。
- ・契約金額を分割して支払う場合には、契約書に各支払時期及び支払金額の記載が必要であるので、改善すること。

美術館

- ・業務委託等の随意契約適用条項で地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用しているが、同条の第3号、第4号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。
- ・清掃業務委託において、施行決定決裁では予定価格作成となっているが、実際には予定価格を作成していないので、今後注意すること。

【教育部】

総務課、学校教育課、教育研究所

- ・業務委託契約等において、施行決定決裁前に見積書を徴しているものがあるので、改善すること。

学校給食センター

- ・調理業務委託において、業務変更施行決定決裁前に変更契約を締結しているが、今後改善すること。
- ・事務用パソコン賃貸借契約において、変更契約書の契約目的に変更理由を記載しているので、改善すること。
- ・学校給食会補助金について、年度当初に予算額を超えた補助申請に対し、同額の交付決定をしているが、支出負担行為決議書は、法令及び予算に違反していないことを確認するための決裁であり、予算額以上の補助金交付決定はできないので、今後改善すること。

少年育成センター

- ・こども安全パトロールマグネットステッカー製作委託において、契約締結後に支出負担行為決議書を作成している。「財務会計事務等の手引き」に留意して事務処理すること。

【議会事務局】

- ・議長車運転業務で出張した旅費において、日当額に誤りがあるので差額分の返納手続をすること。
- ・出張命令の内容を変更する出張変更命令については、出張命令兼精算内訳書の旅費計算に必要な説明を記載するよう改善すること。

【選挙管理委員会】

- ・選挙公報等配布業務委託において、施行決定起案の随意契約適用条項で地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用しているが、同条の第3号、第4号については、市の規則において手続（随意契約の内容等の公表）の定めがないため適用できないので、注意すること。

第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- ・ 合併により、補助内容や補助基準が不統一となっているものが見受けられるので、合理的・効果的な補助方針や規準の統一に向けて見直していただきたい。又、被補助団体の再編統合についても検討していただきたい。
- ・ 同一の被補助団体に対して2以上の事業について負担金や補助金が交付されている場合は、関係課で協議する等により見直していただきたい。
- ・ 運営補助金や負担金を交付している団体において、多額の繰越金の保有や、基金として積立をしている団体が見受けられるので、返還若しくは予算執行時において減額交付することについて、検討していただきたい。
- ・ 負担金を交付している団体について、市が参加することによって市民福祉の向上に寄与しているか、加入している団体の負担割合は適正であるか等、事業内容を十分審査していただきたい。
- ・ 公共的団体又は市が関与して設置している団体に対する委託料について、「残余金が生じたときは返還すること。」との条件を付することについて検討していただきたい。
- ・ 契約規則では、「随意契約により契約を締結しようとするときは、競争入札に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。」と定められているが、殆んどの随意契約において予定価格が設定されていないので、予算額、前年度契約金額、他者の見積書の人件費及び物件費等との比較、人件費及び物件費の価格の動向等を参考として予定価格を定め、契約金額を決定するよう検討していただきたい。
- ・ 契約方法について、同一業務は極力纏めて発注し、価格競争を行った上で経費節減に努めていただきたい。

2 各課個別意見

【都市整備部】

河川公園課

- ・ 河川管理において、県が管理すべき施設についての事務費等の必要経費は、県が負担するべきであると考えてるので、県の負担額が適正であるか検討していただきたい。

建設課

- ・業務委託契約の委託期間については、年度内に検査及び修正する期間を見込んで設定するよう、検討していただきたい。
- ・県の管理港湾施設の使用料を市が委託を受けて徴収事務を行い、使用料の2割が徴収事務費として市の収入となっているが、事務費が適正であるか検討していただきたい。

住宅課

- ・駐車場用地の借上げについては、土地単価は元より返還時の原状回復費用も市の負担となることから十分検討した上で、契約をしていただきたい。
- ・各課が所管する建物に関する建築基準法に基づく調査及び定期報告書作成業務については、住宅課において職員（建築技師）で対応することについて、検討していただきたい。
- ・設計等の委託に際しては、業者委託とするか職員での対応とするかについて、経費的なものも含めて十分比較検討していただきたい。

下水道課

- ・下水道使用料徴収の水道部への委託について、事務費の計算方法を決定してから相当の年数が経過していることから、経費負担割合が現状に沿っているか又適正であるか、見直していただきたい。

【水道部】

経営課、工務課、浄水課

- ・薬品購入の契約において、契約期間が4月1日から翌年の3月31日までとなっているが、単価のみの基本的な契約については年度に拘る必要はないので、年度開始前に競争入札を行うなど、事務の分散化について検討していただきたい。
- ・下水道料金の徴収事務の下水道課からの受託については、委託料の計算方法を決定してから相当の年数が経過していることから、下水道課とも協議して見直していただきたい。

【消防本部】

総務課、予防課、防災課、北消防署、南消防署

- ・消防団員福祉共済保険掛金の公費負担について、団員に対する福利厚生事業の見直しとして、検討していただきたい。
- ・土地の賃貸借契約で、契約金額1万円以下の契約書や物品購入契約書に印紙の貼付があるので、今後指導するようしていただきたい。

【競艇事業部】

管理課、事業課

- ・契約は一本で、支出負担行為決議書を二つ以上に分けている場合は、各支出負担行為決議書の科目と金額を記載し、内訳が確認できるようにしていただきたい。
- ・単価契約において、数量等が不確定であることから契約金額が確定しないため、予算額を支出負担行為額とした場合は、「限度額を設定した旨」を支出負担行為決議書に記載するようにしていただきたい。

【文化部】

スポーツ課

- ・保守点検委託において、前金払いにより支払っているものがあるが、前金で支払いしなければ契約しがたい場合に前金払ができるものであるから、今後見直していただきたい。
- ・用地借上契約において、返還の場合、原状回復となっているが、今後は原状回復に伴う経費の負担等も考慮して契約に当たっていただきたい。

図書館

- ・各図書館に司書資格者の配置が望ましいと思われるので、綾歌図書館についても配置を検討していただきたい。
- ・同一目的の団体運営補助金について、市補助金4万円で会費を徴している団体と市補助金10万円で会費を徴していない団体があるので、検討していただきたい。

美術館

- ・現在、施設管理等に関する契約においては図書館と一体で契約しているが、今後、指定管理者制度により美術館の管理がミモカ財団となることから、従来の契約方法と異なるとと思われるので、契約方法について十分調査研究していただきたい。

【教育部】

総務課、学校教育課、教育研究所

- ・リース契約が非常に多く、リース料の支払を毎月行っているが、年払い若しくは年2回払い等により支払事務の軽減を図るよう、契約段階で検討していただきたい。
- ・施設警備業務委託料等において、6箇月分の前金払いをしているが、事後払いが原則であるので、見直していただきたい。

学校給食センター

- ・郵便切手類受払簿において、切手の繰越が多く見られるので、今後、購入に当たっては、その年度の必要枚数を考慮していただき、極力繰越が生じないようにしていただきたい。

- ・施設警備業務委託料において、6箇月分の前金払いをしているが、事後払いが原則であるので、見直していただきたい。

【選挙管理委員会】

- ・ポスター掲示場設置及び撤去業務委託において、見積要記で消費税等込みの金額で比較しているが、本来、見積金額の比較は消費税等抜きで金額で行うべきであるので、見直していただきたい。

【農業委員会】

- ・議事録反訳業務委託については、必要性及び費用対効果を十分精査し、職員で要点反訳する方向で検討していただきたい。